

社会福祉法人むつみ福社会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ロ) 老人居宅介護等事業の経営

(ハ) 老人デイサービス事業の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 老人短期入所事業の経営

(ヘ) 放課後児童健全育成事業

(ト) 認定生活困窮者就労訓練事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人むつみ福社会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的にかつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を三重県松阪市嬉野須賀領町477番地8に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任および解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選

任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 4 名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が 1,000,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評議員会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 理事および監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会において選任した評議員 2 名は、前項の議事録に署名または記名押印しなければならない。

第 4 章 役員および会長・顧問ならびに職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7 名

(2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、3 カ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事および職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 19 条 理事または監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事または監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員解任)

第 20 条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 21 条 理事および監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(会長および顧問)

第 22 条 この法人に会長 1 名、顧問若干名を置くことができる。

(会長の選任)

第 23 条 会長は、この法人の基盤形成に顕著な功績のあった者、もしくは今後この法人の運営に多大な貢献が期待される者の中から 1 名を理事会が選任し、評議員会の同意を得て、

理事長 が任免する。

(会長の職務)

第 24 条 会長の職務はこの法人の運営各般に亘って指導的役割を担うものとし、必要があるときは、理事会および評議員会に出席して意見を述べ、もしくは、提言することが出来る。

(顧問の委嘱)

第 25 条 顧問は、有識者等の中から理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

(顧問の職務)

第 26 条 顧問は、この法人の運営各般に亘る相談役的役割を担い、各役員の求めに応じ意見を述べる事が出来る。

(会長および顧問の報酬)

第 27 条 会長および顧問には、別に定める「役員等報酬規程」に基づき、所定の報酬を支払うことが出来る。

(会長及び顧問の任期)

第 28 条 会長および顧問の任期は、役員の任期に準ずる。

(職員)

第 29 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任および解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長および業務執行理事の選定および解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたときまたは理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限

る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産および会計

(資産の区分)

第35条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもつて構成する。

(1) 土地

土地の所在	地番	地目	地積
松阪市嬉野須賀領町字竜王野	477番8	宅地	1,322.34㎡
松阪市嬉野須賀領町字竜王野	476番3	宅地	1,186.77㎡
松阪市嬉野算所町字竜王野	488番	宅地	2,608.26㎡
松阪市嬉野須賀領町字竜王野	475番1	宅地	770.95㎡
松阪市嬉野算所町字竜王野	506番2	雑種地	608㎡
松阪市嬉野算所町字竜王野	505番	雑種地	1,408㎡
松阪市嬉野算所町字竜王野	472番1	雑種地	250㎡
松阪市嬉野算所町字竜王野	472番2	雑種地	300㎡
松阪市嬉野算所町字竜王野	472番3	雑種地	10㎡
松阪市嬉野算所町字竜王野	472番4	雑種地	416㎡

(2) 建物

建物の所在地	家屋番号	種類	構造	床面積
松阪市嬉野須賀領町字竜王野 477番地8	477番8	老人ホーム	鉄骨造スレート葺平家建	494.17㎡
松阪市嬉野須賀領町字竜王野 476番地3	476番3	老人ホーム	木造スレートぶき平家建	318.69㎡
松阪市嬉野算所町字竜王野 488番地	488番	老人ホーム	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	1,486.07㎡

建物の所在地	家屋番号	種類	構造	床面積
松阪市嬉野須賀領町字竜王野 475 番地 1	475 番 1	デイサービスセンター	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	431.44㎡
松阪市嬉野算所町字竜王野 505 番地、472 番地 1、472 番地 2、472 番地 3	505 番	デイサービスセンター	木造スレート葺平家建	146.98㎡
松阪市嬉野算所町字竜王野 505 番地、472 番地 1、472 番地 2、472 番地 3	505 番	デイサービスセンター	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階446.59㎡ 2階324.24㎡

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 43 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 36 条 基本財産を処分し、または担保に供しようとするときは、理事会および評議員会の承認を得て松阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、松阪市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。) 以下同じに関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を松阪市に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく松阪市に届け出るものとする。

(資産の管理)

第 37 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画および収支予算)

第 38 条 この法人の事業計画書および収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第 39 条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書および事業活動計算書)

(5) 貸借対照表および収支計算書(資金収支計算書および事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事および監事並びに評議員の名簿

(3) 理事および監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 40 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 41 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 42 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 43 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 地域支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第44条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 解散(合併または破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、松阪市長の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を松阪市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、社会福祉法人むつみ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第48条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	藤原 久
理事	菊池 武
理事	濱田 明
理事	佐久間 正
理事	橋本 和代
理事	松田 伸一
監事	佐々木 範和
監事	越山 竹一

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日(平成13年8月30日)から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日(平成16年7月7日)から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日(平成17年11月9日)から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日(平成19年3月14日)から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日(平成21年2月3日)から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日(平成21年6月30日)から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日(平成21年10月28日)から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日(平成24年3月27日)から施行する。

附 則

この定款は、松阪市長の認可の日(平成25年5月9日)から施行する。

附 則

この定款は、松阪市長の認可の日(平成27年4月1日)から施行する。

附 則

この定款は、松阪市長の認可の日(平成28年1月15日)から施行する。

附 則

この定款は、松阪市長の認可の日(平成28年5月6日)から施行する。

附 則

この定款は、松阪市長の認可の日(平成28年8月29日)から施行する。

附 則

この定款は、松阪市長の認可を受け、(平成29年4月1日)から施行する。

附 則

この定款は、松阪市長の認可の日(平成29年7月19日)から施行する。

附 則

この定款は、松阪市長の認可の日(平成30年5月18日)から施行する。

附 則

この定款は、松阪市長の認可の日(平成31年4月16日)から施行する。

附 則

この定款は、松阪市長の認可の日(令和2年4月16日)から施行する。

附 則

この定款は、松阪市長の届出受理の日(令和2年7月9日)から施行する。

附 則

この定款は、松阪市長の認可の日（令和 6 年 2 月 1 日）から施行する。